

京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第 60 号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により美容師法の一部が改正され、次に掲げる事項について条例で定めることについて、京都府から本市に権限が移譲されることに伴い、これらの事項を定めるため、この条例を定めることとしました。

- (1) 美容師が美容所以外の場所で業務を行うことができる場合
- (2) 美容の業を行う場合に講じるべき衛生上必要な措置
- (3) 美容所について講じるべき衛生上必要な措置

この条例の概要は次のとおりです。

1 美容師が美容所以外の場所で業務を行うことができる場合（第3条）

美容師が美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合等としました。

2 美容の業を行う場合に講じるべき衛生上必要な措置（第4条）

美容師が美容の業を行う場合に講じるべき衛生上必要な措置は、次に掲げる措置等としました。

- (1) 手指は、客一人に対する美容の作業ごとに、洗剤を用いて洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- (2) 客の皮膚に接しない器具類及び布片類で客一人ごとに汚染されるものは、客一人ごとに交換し、又は洗浄すること。

3 美容所について講じるべき衛生上必要な措置（第5条）

美容所の開設者が美容所について講じるべき衛生上必要な措置は、次に掲げる措置等としました。

- (1) 器具類及び布片類は、清潔の保持に十分な数量を備えること。
- (2) 客の皮膚に接する器具類及び布片類については、消毒済み又は洗浄済みのものとこれら以外のものとを混在することのないように区分することができるように個別の容器、収納設備等を備えること。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 60 号

京都市美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（以下「法」という。）第8条第3号及び第13条第4号並びに美容師法施行令（以下「令」という。）第4条第3号の規定に基づき、美容師が美容所以外の場所で業務を行うことができる場合、美容の業を行う場合に講じるべき衛生上必要な措置等を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第3条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 演劇、舞踊その他の興行を行う者に対して、当該興行が行われる直前に美容を行う場合
- (3) 災害により避難している者に対して美容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

(美容の業を行う場合に講じるべき衛生上必要な措置)

第4条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 手指は、客一人に対する美容の作業ごとに、洗剤を用いて洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- (2) 客の皮膚に接しない器具類及び布片類で客一人ごとに汚染されるものは、客一人ごとに交換し、又は洗浄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清潔な作業衣の着用、洗髪器の洗浄その他の美容師が衛生的に美容を行うために必要な措置として別に定める措置

(美容所について講じるべき衛生上必要な措置)

第5条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 器具類及び布片類は、清潔の保持に十分な数量を備えること。
- (2) 客の皮膚に接する器具類及び布片類については、消毒済み又は洗浄済みのものとこれら以外のものとが混在することのないように区分することができるように個別の容器、収納設備等を備えること。
- (3) 従業者用の手洗い設備を設け、洗剤、消毒液その他の手洗いに必要なものを備えるとともに、営業中は常にこれを使用することができる状態にしておくこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美容所の清潔を保持するためにその構造、設備及び施設の管理について講じるべき別に定める措置

(委任)

第6条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)